

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、日本発を世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を遵守しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

現状の機関投資家や外国人株主比率等の株主構成や費用面を勘案し、現時点においては議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後の議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、機関投資家や外国人株主の持ち株比率の推移等十分に見極めつつ、費用対効果も勘案のうえ必要に応じて検討してまいります。招集通知(要約)の英訳につきましては、第14回定時株主総会より対応いたします。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載又は記録されている者が有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後につきまして、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる検討・整備に努めてまいります。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画については策定しておりますが、景気動向や社会情勢の状況等により、大きく乖離する可能性があるため、開示しておりません。但し、過去の実績に基づき成長戦略を認識するため、毎期中期経営計画をローリングしております。現状では策定したものを開示する予定はありませんが、株主の皆様からの要望等により、開示を検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

現状では具体的な後継者計画が存在しておりません。今後の後継者計画については、取締役会での審議・承認・監督が必要となるものと考えております。

【補充原則4-8-1】

当社では、社内取締役を2名、社外取締役を4名選任しており、当該構成比率からも取締役会において発言しやすい環境を十分確保できていると考えております。また、現在、取締役会において、社外取締役を含む取締役による積極的な発言、活発な議論がなされていることから、当社では、社外取締役のみが出席する会合の定期的な開催は不要であると考えております。

【補充原則4-8-2】

当社は、筆頭独立社外取締役を定めないこととします。各社外取締役は、それぞれ豊富な経験・幅広い見識を有した方であり、個々の立場で自由に意見されることが、取締役会における積極的な議論・意見交換に繋がると思われることから、現時点において筆頭独立社外取締役を定める必要はないと考えております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画については策定しておりますが、景気動向や社会情勢の状況等により、大きく乖離する可能性があるため、開示しておりません。但し、過去の実績に基づき成長戦略を認識するため、毎期中期経営計画をローリングしております。現状では策定したものを開示する予定はありませんが、株主の皆様からの要望等により、開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、原則としていわゆる政策保有株式を保有しないことを基本方針といたします。現状において政策保有株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

また、全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付け、監査法人による確認も行ってまいります。

加えて、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合には、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。

【補充原則2-4-1】

当社は、女性従業員比率が54%、外国人従業員比率が2.5%であり、当社の求める人物像「自立的かつ迅速かつ愚直に行動し、結果を出す人」に基づく成果主義であることから数多くの中途採用により多様性を確保しております。今後も多様性の確保、育成を重視して従業員の活躍の場を増やしていく事を考えております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金を導入しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、ミッション、ビジョンや経営戦略・計画については、決算説明資料や当社ホームページ等にて開示しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役それぞれの総枠を決定しております。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期および中期の会社業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の譲渡制限付株式報酬は、短期および中期の会社業績を反映したインセンティブとし、連結営業利益にて業績評価を行い、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および譲渡制限付株式報酬の額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査等委員である取締役および社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部と取締役の指名を行うに当たっては、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定します。また、不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、監査等委員でない取締役については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会にて解任について審議いたします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、取締役会、CEO、CFO、本部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの意思決定機関及び意思決定者が審議、決裁を行っております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項や戦略的な方向付けなど当社の重要事項を決定しており、その他の業務執行については、意思決定の迅速性の観点から、重要性や金額に応じて代表取締役、管掌取締役、部門長等へ委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役(監査等委員であるものを除く)8名以内、監査等委員である取締役は5名以内の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮し、且つ、ジェンダーや国際性、年齢などを踏まえて多様な取締役で構成します。

各取締役が有する知識・経験・能力等については、スキル・マトリックスを作成し、本報告書の巻末に掲載しております。

【補充原則4-11-2】

当社では、取締役の他の上場会社の役員との兼任状況を、有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会の実効性について、定期的な分析・評価方法を定め、評価を実施し、その結果の概要を開示することを検討しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役が、各人の判断において、それぞれの役割・責務を果たすために必要な知識等を研鑽するための機会を提供するとともに、その費用の支援を行う方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である。」と考えております。この基本方針を具現化させるため、株主との対話全般について、CEOとCFOが統括し、事業部門、IR担当、経理担当等に主体的に働きかけていくとともに、個別面談以外にも、決算説明会やスモールミーティングなど、手段の多様化も行っております。また、対話によって把握した株主の意見や懸念は速やかに社内でも共有するとともに、対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
谷 正人	10,417,500	23.06
中水 英紀	6,619,500	14.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,726,800	8.25
株式会社MT Asset Management	3,168,000	7.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,833,300	6.27
株式会社AAM	1,764,000	3.90
株式会社K Asset Management	1,731,400	3.83
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社)	869,300	1.92
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	854,601	1.89
JP MORGAN CHASE BANK 380621 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	697,500	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2021年8月31日現在の状況です。

2020年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント他共同保有者1名が2020年4月15日現在で1,397,700株を所有している旨が記載されているものの、当社グループとして2021年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

大量保有者/住所/保有株券等の数/株券等保有割合

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/東京都港区芝公園一丁目1番1号/株式 1,085,600株/2.28%

日興アセットマネジメント株式会社/東京都港区赤坂九丁目7番1号/株式 312,100株/0.66%

保有株券等の数の合計 株式 1,397,700株/株券等保有割合の合計 2.93%

2021年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が2021年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社グループとして2021年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者/住所/保有株券等の数/株券等保有割合

フィデリティ投信株式会社/東京都港区六本木七丁目7番7号/株式 45,721,200株/9.53%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期 更新	1月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
中垣 徹二郎	他の会社の出身者												
佐々木 陽三朗	他の会社の出身者												
小島 圭介	他の会社の出身者												
徐 進	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

中垣 徹二郎				長年にわたるベンチャーキャピタル業界での経験を有しており、米国を始めとする国内外のIT企業及び成長企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申などを期待して、招聘しております。
佐々木 陽三郎				中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して監査役に招聘しております。
小島 圭介				ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避するための助言・提言を期待して監査役に招聘しております。
徐 進				上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して監査役に招聘しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査担当部門と連携し、内部統制システムを利用し監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者と監査等委員は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査等委員及び監査法人は、年2回情報の共有を行う他、監査上の問題点の有無や課題等については、随時、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社への帰属意識を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役それぞれの総枠を決定しております。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期および中期の会社業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の譲渡制限付株式報酬は、短期および中期の会社業績を反映したインセンティブとし、連結営業利益にて業績評価を行い、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および譲渡制限付株式報酬の額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査等委員である取締役および社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、管理本部が行っております。

取締役会の資料は、原則として事前配布を行い、社外取締役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

取締役会は取締役6名(うち4名は社外取締役)で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しております。取締役会においては、法令で定められた事項及び取締役会規程等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。また、必要の都度、臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせ等を行っており、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、全員が社外取締役である監査等委員3名で構成され、委員長は常勤の監査等委員が務め、毎月1回および必要に応じて随時開催してまいります。

監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の健全で持続的な成長を確保する責任を負っております。なお、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

ハ. 会計監査人

当社は、会計監査人として、三優監査法人与監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査担当者

当社は代表取締役CEO直轄で内部監査担当者5名(管理部4名、事業部1名)を選任しております。当該担当者が年間計画及び代表取締役CEOからの指示に基づいて内部監査を実施し、代表取締役CEOに報告しております。当該担当者は監査結果を受け被監査部門に監査結果及び改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。また、当該担当者は随時、監査等委員及び会計監査人と連携し情報共有しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営判断及び業務執行の適法性、妥当性についての監査及び監督を有効に確保するために、最適な体制であるとの判断のもと、監査等委員である社外取締役3名により構成される監査等委員会を設置するとともに、独立役員である社外取締役4名を選任しております。

各社外取締役は原則として全ての取締役会に出席し、報告及び審議に参加しております。この体制により、取締役の職務執行などに関して中立性のある監査及び監督機能を十分に確保し、経営監視機能の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が1月であることから、定時株主総会は集中日を回避した開催日の設定が可能となっております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、第13回定時株主総会(2021年)より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、第14回定時株主総会(2022年)より、招集通知(要約)の英語版の提供を開始する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、管理本部にて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第399条の13第1項第1号八及び会社法施行規則第110条の4（平成29年5月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する前においては第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条）に基づき、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- (2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員である取締役の監査を受け、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。
- (5) 取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- (6) 代表取締役CEO直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- (3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- (3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- (4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
- (5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ. 当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的の子会社から当社へ業務執行・財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、子会社の業務の適正を図るなど、企業集団としての業務の適正を確保するための体制をとる。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

ト. 監査等委員会補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

チ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見し

たときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。

(2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

(3) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

(4) 報告を受けた者は、報告を行ったものが不利な扱いを受けることが無いように注意する。

リ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められるときを除き、これを拒むことができない。

(2) 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

ヌ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会には法令に従い社外取締役を含み、対外透明性を確保する。

(2) 監査等委員会は、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。

(3) 監査等委員は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。

(4) 監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

(5) 監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

ル. 反社会的勢力を排除するための体制

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理本部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役CEOである谷正人は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという方針で経営に取り組んでおり、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、この方針は、取締役会、社員総会等において、折に触れ、注意喚起を行っております。

その結果、特に商品部門の新規仕入先の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必ず収集するよう規程を整備したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。

また、警察署や関係機関との連携については、役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に行うようにしており、意識の徹底とともに情報収集にも努めてまいります。

排除・防止体制としては以上ですが、万一来備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しており、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は、以下のとおりです。

1. 適時開示にかかる基本方針

当社は、広く社会から信頼され、支持される企業であり続けるため、透明性・公平性・継続性を原則として適時・適切な情報開示を行います。また、適時開示に該当しない情報のうち、当社を正しく理解いただくために有効な情報につきましても積極的に開示致します。

2. 適時開示にかかる社内体制

当社グループの重要な会社情報は、決定事実、発生事実及び決算情報のいずれについても、担当役員または従業員から管理本部に集約されております。管理本部では、関連部署と連携し、東京証券取引所の有価証券上場規程並びに関連法令等に基づき適時開示の要否の判断を行っております。

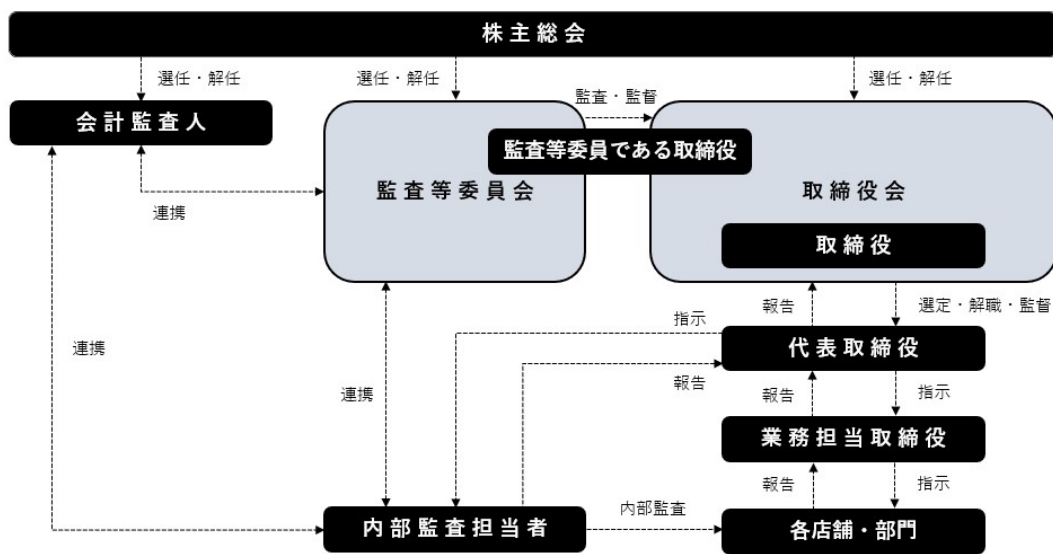
適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所への事前説明の後、速やかに東京証券取引所の適時情報開示システム(TDnet)にて行います。また、併せて当社コーポレートサイトへの掲載等を行い、株主や投資家をはじめとしたステークホルダーの皆様へ正確かつ公平に開示するよう努めております。

なお、金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び四半期報告書に関しては、取締役会での事前審議を経た上で提出されております。

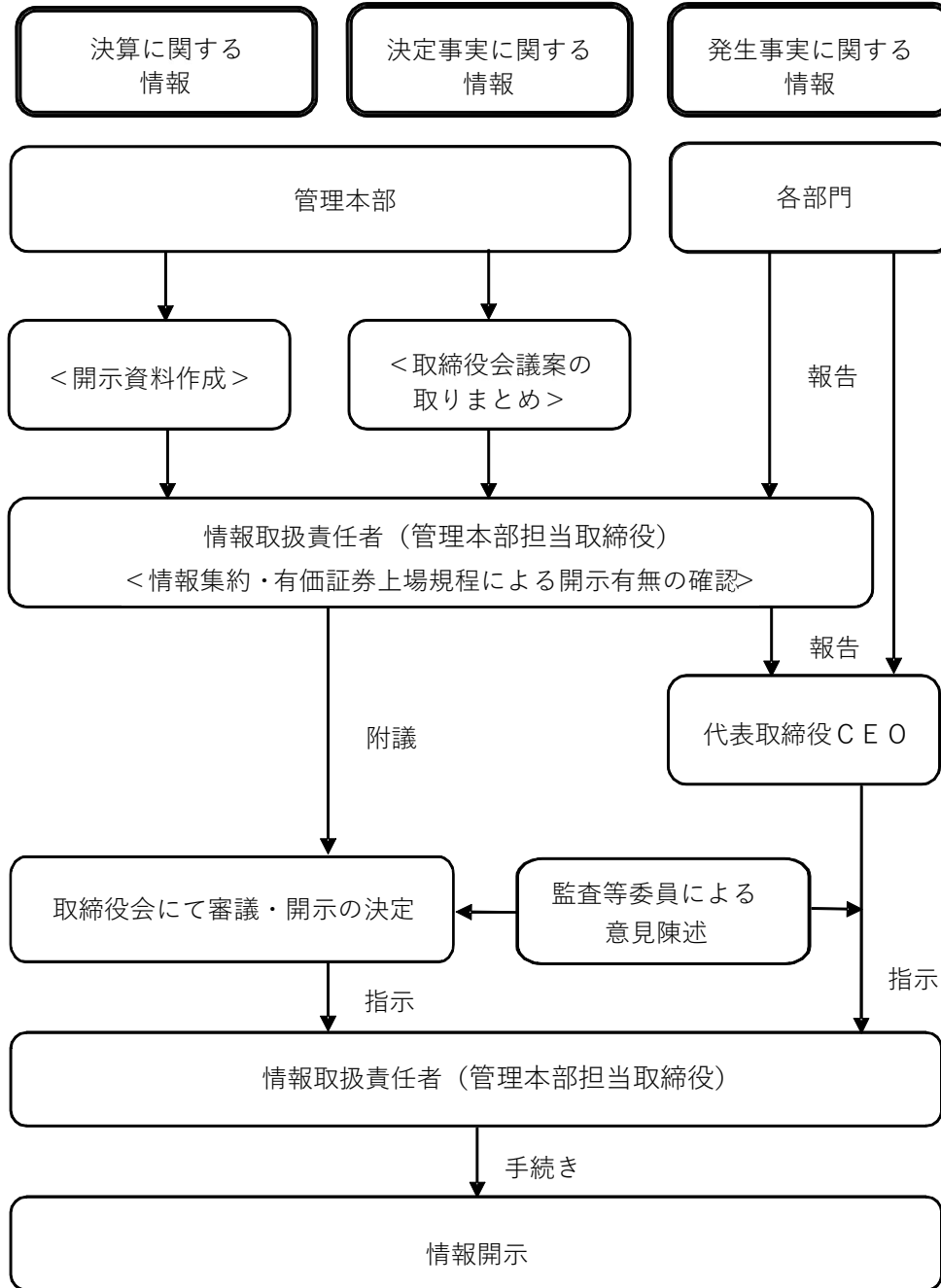
3. 適時開示体制のモニタリング

適時開示に関する内部統制の有効性については、監査等委員及び内部監査担当部門がモニタリングを行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要



取締役のスキル・マトリックス

			企業経営	商品 SCM	営業 マーケティング	海外事業	組織・人事 人材開発	IT・デジタル	財務・会計 金融 M&A	法務 コンプライ アンス	ESG
取締役	谷 正人	社内	●	●	●	●	●	●			●
	中水 英紀	社内	●	●	●		●		●	●	●
	中垣 徹二郎	独立社外	●		●	●		●	●		●
	佐々木 陽三朗	独立社外	監査等委員 (常勤)	●			●	●	●	●	●
	小島 圭介	独立社外	監査等委員	●	●		●			●	
	徐 進	独立社外	監査等委員	●			●			●	●